



POLICE Information

外国人の不法就労、不法滞在防止にご協力を！

○外国人雇用企業・団体などの皆さまへ

- ・不法就労防止措置（就労資格の確認など）の徹底をお願いします。
- ・外国人の留学生を雇用するには留学生自身が法務大臣の許可を受ける必要があり、就業時間も制限があります。雇用する際はパスポートや在留資格を確認し、許可に応じた就業に注意してください。

○研修生、技能実習生の受入企業及び留学生の受入学校などの皆さまへ

- ・日常の生活指導、研修、技能実習、留学などの終了後に確実な帰国の確保ができるよう責任ある受け入れをお願いします。

○スナックなどの風俗営業を営む皆さまへ

- ・興業資格（ダンサーやシンガー）で入国した外国人をホステスとして接客業務に従事させれば法律違反になりますので注意してください。雇用する際は適正な業者から斡旋を受け適切な雇用をお願いします。

「ダメ・ゼッタイ」 薬物乱用を防止しよう！

「合法ハーブ」「合法ドラッグ」「お香」「アロマ」などという表現に騙されてはいけません。覚醒剤など薬物に関する相談は、警察本部の

「覚醒剤相談電話」

096(384)4444

または、高森警察署へ遠慮なくご相談ください。秘密は厳守します。

〈問い合わせ〉 高森警察署 TEL(62)0110

なんでも

南部分署

梅雨時期も油断大敵！

熱中症について

今年も梅雨の季節となりました。梅雨の季節でも熱中症で救急搬送される方が多いのを皆さんはご存知でしょうか？ 熱中症と言え、7月～8月にかけて多いと思われがちですが、実は梅雨の晴れ間にも多くみられます！

○なぜ6月に起こりやすい？

夏本番と比べて、梅雨の季節は体が暑さに慣れておらず、急な暑さに対応できにくいことが挙げられます。雨が降った後に晴れると気温・湿度共に上昇し、蒸し蒸しとした状態となり熱中症になりやすい環境となります。屋外に限らず、屋内でも注意が必要です。

○予防法

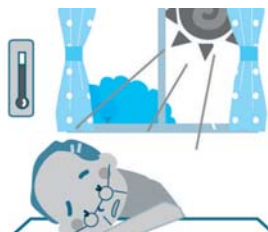
熱中症は発汗により、体内から水分や塩分が失われて発症します。このため一般的な予防策とされる水分補給や規則正しい生活に加え、体を暑さに慣れさせることが大切です。水分をしっかり摂りながらウォーキングなどで体を動かし、普段から体温を上げて体を暑さに慣らしておくとうれいでしょう。

詳しい予防法や、熱中症になった時の対処法が総務省消防庁のホームページ内の「熱中症対策リーフレット」に掲載されていますので参考にしてください。

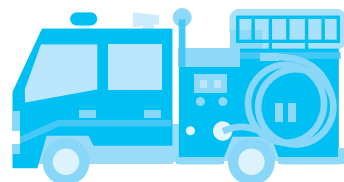
消防庁 熱中症対策リーフレット
<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2605/pdf/260514-1.pdf>



外出時は暑さ対策を忘れずに



屋内でも発汗に注意し、こまめな水分補給を



〈お問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL(62)9034 火事・救急 119